9　平成26年改正法附則第82条第２項に規定する経過年度を租税特別措置法第42条の12の４第２項第３号に規定する適用年度とみなした場合において、第５号⑴から⑶までに掲げる場合に該当するときは「基準雇用者給与等支給額 ⑮×㉜ ㉝」の欄は「基準雇用者給与等支給額 ⑮×㉜×70/100 ㉝」として記載し、租税特別措置法施行令第27条の12の４第11項に規定する継続雇用者給与等支給額が零であるときは「継続雇用者給与等支給額 ㊴－㊵ ㊶」の「経過年度　①」及び「月別支給対象者の合計数　㊷」の「経過年度　①」の各欄には「１」と記載し、同条第13項に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零であるときは「月別支給対象者の合計数　㊷」の「前事業年度又は前連結事業年度　②」の欄には「１」と記載すること。

10　「各経過年度における経過雇用者給与等支給増加額の合計額（各経過年度における㉚の合計） ㊼」の欄は、「雇用者給与等支給増加割合 ㉚/㉙ ㉛」の欄に記載した割合（以下この号及び次号において「雇用者給与等支給増加割合」という。）が0.02未満である事業年度又は連結事業年度に係る金額、当該雇用者給与等支給増加割合が0.05以上である事業年度又は連結事業年度（平成26年改正法第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成26年旧措置法」という。）第42条の12の４第１項各号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる要件のいずれかを満たさない事業年度又は平成26年旧措置法第68条の15の５第１項各号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる要件のいずれかを満たさない連結事業年度を除く。）に係る金額及び次に掲げる規定の適用を受けた事業年度又は連結事業年度に係る金額を含めないで記載すること。

⑴　平成26年旧措置法第42条の12（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は第68条の15の２（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

⑵　平成26年改正法第13条の規定による改正前の震災特例法第17条の３から第17条の３の３まで（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合等の法人税額の特別控除）又は第25条の３から第25条の３の３まで（連結法人が復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合等の法人税額の特別控除）

11　雇用者給与等支給増加割合が0.05以上である事業年度又は連結事業年度が平成26年旧措置法第42の12の４第１項第２号に掲げる要件を満たさない事業年度又は平成26年旧措置法第68条の15の５第１項第２号に掲げる要件を満たさない連結事業年度である場合には、これらの号に規定する平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算の明細を、法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成26年財務省令第41号）による改正前の別表六(二十)又は別表六の二(十七)の「平均給与等支給額及び比較平均給与等支給額の計算」の各欄に準じて別紙に記載して添付すること。

別表六(二十五)を別表六(二十六)とする。

別表六(二十四)の表中

供用年度のリース特別控除額（別表六(二十五)「６」の供用年度分）

を

供用年度のリース特別控除額（別表六(二十六)「６」の供用年度分）

に、

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の額の合計額（別表六(二十五)「７」の合計額）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「９」の供用年度分）

控除実施超過額

を

供用年度後における繰越税額控除限度超過額の控除実施額の合計額（別表六(二十六)「７」の合計）
供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十六)「９」の供用年度分）

に改め、同表の記載要領第11号中「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「９」の供用年度分）」の各欄」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十六)「９」の供用年度分）」の各欄」に改め、同号②ロ中「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「９」の供用年度分）」」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十六)「９」の供用年度分）」」に、「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十五)「９」の供用年度分のうち事業基盤強化設備に係るもの）」」を「「供用年度の取得に係る繰越税額控除限度超過額（別表六(二十六)「９」の供用年度分＋「10」の供用年度分のうち事業基盤強化設備に係るもの）」」に改め、同表を別表六(二十五)とする。

別表六(二十二)及び別表六(二十二)付表を削る。

別表六(二十一)の表中

法人税額超過構成額（別表六(二十三)「34の②」）

を

法人税額超過構成額（別表六(二十四)「36の②」）

に改め、同表を別表六(二十三)とし、同表の次に次の二表を加える。